

# 一般社団法人所沢市医師会定款

## 目次

第1章 総則	(第1条—第2条)
第2章 目的及び事業	(第3条—第4条)
第3章 会員	(第5条—第15条)
第4章 会員総会	(第16条—第26条)
第5章 役員	(第27条—第38条)
第6章 理事会	(第39条—第45条)
第7章 裁定委員会	(第46条—第52条)
第8章 委員会	(第53条)
第9章 団体契約及び意見表明	(第54条—第55条)
第10章 資産及び会計	(第56条—第62条)
第11章 定款の変更及び解散	(第63条—第64条)
第12章 事務局	(第65条)
第13章 雑則	(第66条—第69条)
附則	

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人所沢市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び埼玉県医師会並びに郡市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学・医術・医療の発展普及及び保健・公衆衛生の向上を図り、もって国民の健康と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
  - (2) 医学教育の向上に関する事項
  - (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
  - (4) 医師の生涯研修に関する事項
  - (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
  - (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
  - (7) 地域医療の推進発展に関する事項
  - (8) 地域福祉に関する事項
  - (9) 地域保健の向上に関する事項
  - (10) 保険医療の充実に関する事項
  - (11) 広報活動に関する事項
  - (12) 医事法規の調査研究に関する事項
  - (13) 医療施設の整備に関する事項
  - (14) 医業経営の改善に関する事項
  - (15) 会員の福祉に関する事項
  - (16) 医師会相互の連絡調整に関する事項
  - (17) 看護師の養成及び准看護師の養成に関する事項
  - (18) 介護保険法に基づく指定訪問看護事業・予防訪問看護事業に関する事項
  - (19) 健康保険法に基づく指定訪問看護事業に関する事項
  - (20) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業に関する事項
  - (21) 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業に関する事項
  - (22) 介護保険法に基づく指定訪問介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項
  - (23) 障害福祉法に基づく指定訪問介護事業・移動支援事業に関する事項
  - (24) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事業は、所沢市及び埼玉県内のその周辺において行うものとする。

### 第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、次条及び第7条の規定により入会した医師をもって構成する。

(会員の資格)

第6条 本会は、所沢市内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同し入会したのものをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 本会会員は同時に埼玉県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は第13条第7項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

第8条 会員は、会員になった時及び毎年、本会所定の入会金、会費及び負担金(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

2 会費等の額並びにその徴収方法は、会員総会の決議を経て、別にこれを定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、会員総会の決議を経て、その額を減免することができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の目的を達成するため実施する事業に、参加し協力するよう努めなければならない。

3 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、法人法に規定された次に掲げる会員の権利を、本会に対して行使することができる。

(1)法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2)法人法第32条第2項の権利(会員名簿の閲覧等)

(3)法人法第57条第4項の権利(会員総会の議事録の閲覧等)

(4)法人法第50条第6項の権利(会員の代理権証明書面等の閲覧等)

(5)法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（報告、発表及び意見具申）

第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

（表彰）

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

（会員の制裁）

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長は、当該会員を制裁することができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
  - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき
  - (3) その他正当な事由があるとき
- 2 前項の制裁は、戒告又は除名とする。
  - 3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。
  - 4 除名は、会員総会の決議を経て行う。
  - 5 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ会員総会で弁明の機会を与えなければならない。
  - 6 第3項又は第4項の規定により戒告又は除名の制裁をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、埼玉県医師会並びに日本医師会に通知するものとする。
  - 7 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告するものとする。

（会員資格の喪失）

第14条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく、第8条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) すべての会員が同意したとき

- (3)当該会員が任意退会又は死亡したとき
- (4)第13条(会員の制裁)の規定に基づく除名処分を受けたとき
- (5)日本医師会又は埼玉県医師会の会員の資格を失ったとき

(会費等の不返還)

第15条 本会は、退会し又は除名された会員がすでに納入した会費、入会金、その他の金品は、これを返還しない。

## 第4章 会員総会

(構成)

第16条 会員総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1)決算に関する事項
  - (2)会費等の賦課徴収及び減免に関する事項
  - (3)会員の除名
  - (4)理事及び監事の選任及び解任
  - (5)会長候補者の選出
  - (6)会長及び代表理事たる副会長、業務執行理事たる副会長の選定及び解職
  - (7)理事及び監事の報酬等の額
  - (8)定款の変更
  - (9)事業の全部又は一部の譲渡
  - (10)解散及び残余財産の処分
  - (11)基本財産の処分の承認
  - (12)理事会が付議した事項
  - (13)埼玉県医師会代議員及び予備代議員の選任
  - (14)その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 会員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告し、承認を得る。
- (1)第58条第2項に定める事業計画書及び収支予算書
  - (2)第59条第2項に定める事業報告
  - (3)その他必要な会務報告

(開催)

第19条 会員総会は定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

2 定時会員総会は、毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催しなければならない。

3 臨時会員総会は、次の各号に掲げるいずれかのときに開催する。

(1)理事会において開催の決議がなされたとき。

(2)5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第20条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第3項第2号の規定による請求があったときには、その日から6週間以内の日を会員総会の日とする臨時会員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間（法人法第39条第1項ただし書に該当する場合にあっては、2週間）前までに通知を発しなければならない。

(議長及び副議長の選任)

第21条 会員総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、会員総会において、会員の中から選任する。

3 議長及び副議長の任期は、第35条第1項（役員の任期）の規定を準用する。

(議長及び副議長の職務)

第22条 会員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときにはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選任)

第23条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選任しなければならない。

2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の定足数及び決議)

第24条 会員総会は会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 会員総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行

う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)事業の全部又は一部の譲渡
- (6)基本財産の処分
- (7)その他法令で定められた事項

4 会員総会に出席できない会員の議決権の行使に関しては別にこれを定める。

(総会への出席発言)

第25条 役員は、会員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(議事録)

第26条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 議長は出席した会員の中から、議事録署名人2名を指名し、指名された議事録署名人は議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第27条 本会に次の役員を置く。

(1)理事20名以内

(2)監事3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長と称する。

3 会長及び副会長の1名をもって法人法上の代表理事とする。

4 代表理事でない副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第28条 会長、代表理事たる副会長、業務執行理事たる副会長は、本会会員の中から、会員総会の決議によって選定する。但し、会長選定に当たっては、臨時会員総会において会長候補者の選出を行うことができるものとする。

2 理事及び監事は、本会会員の中から、会員総会の決議によって選任する。

(役員補欠の選任)

第29条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第30条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特別の関係がある者を含む)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第31条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議により、本会の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第35条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員報酬等)

第36条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第37条 理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法114条第1項の規定により当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第38条 本会に顧問と参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、それぞれ1名以上10名以下とし、本会の理事、監事、若しくは議長経験者等又は学識経験者から選任する。但し、会長経験者は顧問とする。
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、会長が提起し理事会において決議する。顧問及び参与の任期は第35条第1項（役員任期）の規定を準用する。
- 4 顧問及び参与は会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与は無報酬とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、顧問及び参与には費用を弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第39条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、理事又は監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

(1)本会の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な職員の選定及び解任

(4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6)法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第44条 会員総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び代表理事たる副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 出席した理事の中から議事録署名人を選出し、選出された議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第46条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、7名以内の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第47条 裁定委員は、本会会員の中から理事会において選定し、会員総会の承認を受けるものとする。

(裁定委員の任期)

第48条 裁定委員の任期は、第35条第1項(役員の任期)の規定を準用する。

- 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が承認されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第49条 裁定委員は、本会の役員、顧問及び参与、並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第50条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1)第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
- (2)第13条第7項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項

(3)会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調整)

第51条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第52条 裁定委員会に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に定める。

## 第8章 委員会

(委員会の設置)

第53条 会長又は理事会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第54条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第55条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

## 第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第56条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、補助金、賛助金、助成金、寄付金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第57条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第58条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、会員総会に付議し、承認を得るものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第59条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時会員総会に報告し、第3号、第4号の書類については、定時会員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時会員総会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第60条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第61条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第62条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第63条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第64条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第12章 事務局

(事務局)

第65条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第13章 雑則

(残余財産の帰属)

第66条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は会員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第67条 定款の施行に関して必要な事項は、会員総会の決議を経て、別に細則で定める。

(委任)

第68条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第69条 本会の公告は電子公告により行う。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

この定款は令和2年4月1日から施行する。

### (会員総会の議長及び副議長に関する経過措置)

- 2 この定款施行の際、現に会員総会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、会員総会において、それぞれ選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (会長等に関する措置)

- 3 この法人の最初の会長は柳内仁、代表理事たる副会長は梨子田行孝、業務執行理事たる副会長は駒崎敏郎とし、その任期は平成26年3月31日までの事業年度に係る定時会員総会の終結までの時とする。

### (裁定委員に関する経過措置)

- 4 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、会員総会において、裁定委員に承認されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (顧問及び参与に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に顧問及び参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、顧問及び参与に任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (委員会委員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員に任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (職員に関する経過措置)

- 7 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、職員として任命されたものとみなす。

(計算書等の作成等に関する経過措置)

- 8 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第57条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。